

## 1

## 売買取引の手順



- 1 企業間の売買取引とふだんの買い物の違いはなんだろう？
- 2 売買取引を行うときにはどのようなことを決めるのだろう？
- 3 売買取引に用いる文書にはどのようなものがあるのだろう？

ビジネスでは、企業どうしや企業と消費者の間で売買がうまく実行されなくてはなりません。その実行までの一連のやりとりを売買取引といいます。

それでは売買取引がどのように行われるかみてみましょう。

## 1 売買契約の締結と履行

5

売買取引では、売り手と買い手の間で、売買に関する約束が必要です。この約束を**売買契約**といいます。売買契約を結ぶことを**売買契約の締結**といい、実際に約束通り売買契約を実行することを**売買契約の履行**といいます。

わたしたちの生活でも売買契約の締結と履行は多くみられます。たとえば、わたしたちは商店などで買い物をするときに、販売員に欲しいものを買いたいという申し込みをし、それに対して販売員が承諾することで、売買契約の締結をしています。

その契約を実行するためには、買い手は売り手に代金を支払い、売り手は買い手に品物を渡さなければなりません。これを**売買契約の履行**といい、ここまでで売買取引が完了したことになります。

売買取引が完了するまでの手順は、企業間（企業と企業の間）においても同様です。ただし、企業間の取引では、取引量や取引金額が大きく、取引の条件も重要なため、売買契約の履行と締結にあたっては、細かい取り決めがなされるのが一般的です。

10

15

20

## 2

## 売買契約の条件

売買契約を締結するときに、取引の対象となる商品やその品質、  
取引数量、価格、受け渡しの場所・方法・時期および代金決済の方  
法などに関する売買契約の条件を取り決めます。

5

### 1 商品と品質の決め方

10

わたしたちは、一般的に店頭などで実際に商品を手に取って、商品の品質を確認し、売買を行います。これを現品による方法といいます。企業どうしの取引においては、一回の取引量が多いことのほか、取引先が遠隔地であるなどの理由から、現品による方法は少なく、現品のなかから一部を抜き出した見本による方法、商標や銘柄による方法、仕様書、カタログによる方法などによって、売買する商品やその品質を決めています。

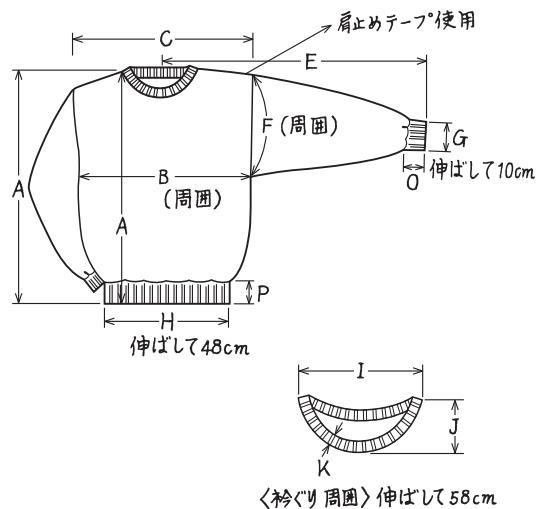
① 商標とは、事業者が自己の商品であることを示すために使用する標識で、商標法に基づく登録により、登録者が独占的に使用できます。

② 銘柄は、その商品について一定の品質が社会的に認められたことを示す通り名で、産地名や、生産者名、品種名などによって示されます。たとえば「魚沼産(产地名)コシヒカリ(品種名)」などがあります。

#### 仕様書

発注番号	スタイルNo.	品名	季別	ブランド名	メーカー名(国名)	生産工場名	修正	ボタン
1	100-B	女児パジャマ	秋・冬	FREE MAKE CLUB	中国	〇〇工場	3 / 2 / 17/6	ボタン付け ガボタン
サイズ規格	サンプル サ イズ	サンプル サ イズ(上)	100 110 120 130 140 150		発注日 年 月 日	原料投入 年 月 日	船積 納期 00年10月4日	発注数量 1000
A 身丈(N.P.)	53cm		41cm 45cm 49cm 53cm 57cm 61cm					
B 身幅	82		70 74 78 82 86 92					
C 肩幅	39		33 35 37 39 41 43					
D アームホール								
E 袖丈(桁)	60.5		46.5 51.5 55.5 60.5 64.5 69.5					
F 袖幅	44		38 40 42 44 26 48					
G 袖口幅	6.5		6 6 6.5 6.5 7 7					
H 裾幅	32		30 30 32 32 33 34					
I 天幅(内寸)	16		14.5 15 15.5 16 16.5 17					
J 前下り	9.5		8 8.5 9 9.5 9.5 10					
K 衿幅	2.8		2.8 2.8 2.8 2.8 2.8 2.8					
L 衿先幅								
M 前立幅								
N 前立丈								
O 袖ゴム丈	5		4 4 5 5 6 6					
P 裾ゴム丈	5		4 4 5 5 6 6					

#### 《デザイン及び加工上の注意》



## 2 取引数量の決め方

❶ 1ダース=12個。1グロス=12ダース。ダースを「打」と表記することもあります。

取引数量の単位には、個・台・本・枚・ダースなど個数によって表すものと、グラム・メートル・リットルなど計量単位(度量衡)<sup>①</sup>  
どりょうこう  
▶ p.161によって表すものがあります。個数の場合、商品そのものを何個や何ダースと決めたり、商品の荷づくり単位によっては何袋や何箱と決めたりします。計量単位の場合、何メートルや何トンなどと決めます。<sup>5</sup>

取引数量を決めるにあたって、一度に大量に仕入れると、単位あたりの仕入代金が安くなる場合が一般的です。しかし、大量に仕入れることで、保管にかかる費用が増加したり、保管が長期化して在庫の品質が劣化したりする恐れもあるので注意が必要です。<sup>10</sup>

❷ 「1個80円」「1箱2,500円」という場合、1個や1箱を建、80円や2,500円を建値といいます。

❸ 外国との取引において、船を輸送手段に使う場合の価格の決め方として、本船渡し価格(FOB価格)と運賃保険料込み価格(CIF価格)などがあります。本船渡し価格は、船積み港で商品を本船に積み込むまでにかかるトラック運賃などの費用を売り手が負担する価格です。一方、運賃保険料込み価格では、本船渡し価格に、海上運賃や海上保険料を加えた価格が、取引価格となります。FOBは「Free On Board」の略称で、CIFは「Cost, Insurance and Freight」の略称です。

## 3 價格の決め方

商品の価格は、一定の慣習的な取引単位(建)<sup>②</sup>に基づいて決められます。その建に対する価格を建値といいます。

商品の価格を決める場合には、商品の輸送費用を売り手と買い手のどちらが負担するか、輸送中の商品が破損や盗難にあった場合の損失を売り手と買い手のどちらが負担するか(危険負担)を決める必要があります。それによって商品の価格も変わります。<sup>15</sup>

国内取引においては、いずれか一方がすべてを負担するのが一般的で、ほとんどの取引価格は、現場渡し価格か持ち込み渡し価格のいずれかで決められています。<sup>20</sup>

### 1 現場渡し価格

売り手が商品を保管している場所で買い手に商品を引き渡す場合の価格です。

### 商品の取引数量の単位とその用例

#### 個数によるもの

商品1個ごと	台 [自動車・テレビ]	
商品複数ごと	グロス [鉛筆・石けん]	
包装単位ごと	袋 [砂糖・米] 樽 [みそ]	

#### 計量単位によるもの

重量	トン [石炭・鉱石]	
容積	立方メートル [木材]	
長さ	メートル [織物・電線]	
面積	平方メートル [皮革・織物]	

運賃・保険料などの費用と危険は買い手が負担します。この場合、

取引価格は安くなります。

## 2 持ち込み渡し価格

買い手が指定する場所で、商品を買い手に引き渡す場合の価格です。運賃・

- ⑤ 保険料などの費用と危険は売り手が負担します。この場合、取引価格は高くなります。

## 4 受け渡し条件の決め方

商品の受け渡し条件としては、商品の受け渡しの場所・方法・時期の三つを決定しなければなりません。

10

### 1 受け渡しの場所

現場渡し価格では「売り手店頭」などと決められ、持ち込み渡し価格では

「買い手倉庫」などと決められるのが一般的です。

### 2 受け渡しの方法

国内取引では、ほとんどが現物で受け渡ししますが、国内取引の一部や貿易

15

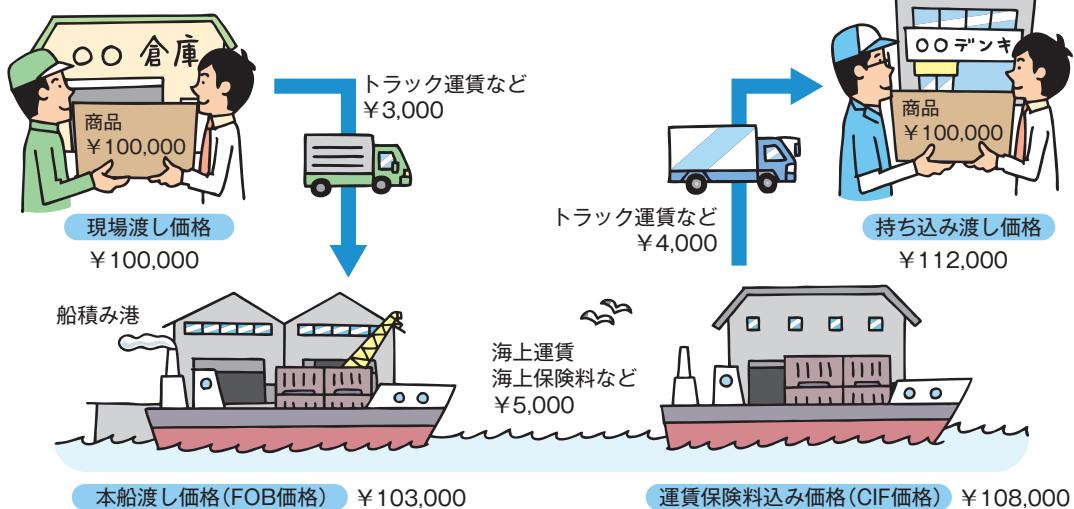
取引では、現物の所有権を表す有価証券の受け渡しによって行われることもあります。

### 3 受け渡しの時期

売買契約と同時に商品の受け渡しを行う即時渡しと、売買契約締結後の定められた一定期間内に商品の受け渡しを行う延べ渡しがあります。

① これには船舶に積まれた貨物の所有権を示す船荷証券や、陸上運送における貨物の所有権を示す貨物引換証、倉庫に保管された貨物の所有権を示す倉荷証券などがあります。

### 価格の決め方



## 5 代金決済の決め方

商品代金の決済については、決済時期と決済方法を決めます。

代金の決済の方法は、商品の受け渡し時期を基準として、引き換え払い・後払い・前払いがあります。また、決済方法には、現金払い・手形払いなどの方法があります。5

### 1 引き換え払い

商品と引き換えに、現金や小切手によって代金を支払う方法です。

### 2 後払い

商品の受け渡しがすんでから、たがいが定めた期間内に商品代金を支払う方法です。企業どうしでは最も多く用いられます。10

**① 掛払い** 繼続的な取引関係において、あらかじめ締め切り日と支払い日を決めておき、締め切り日までの受け渡し商品の代金を支払い日にまとめて、現金や小切手、手形、口座振込などで支払う方法です。11

**② 分割払い** 商品の代金を一定の回数に分けて支払う方法。割賦払いともいいます。15

### 3 前払い

商品の受け渡しが行われる前に、商品代金の一部あるいは全部を支払う方法です。売買契約の履行を確実にするために用いられます。16

## 3 売買契約の締結

日常の売買契約は、電話や電子メールなどで締結する場合が多くなっています。ただし、取引金額が大きい場合や契約内容が複雑な場合、後日の紛争を避けるために文書を取りかわすのが一般的です。20



コラム

うちきん てつけきん  
内金と手付金

前払いする商品代金の一部を内金といいます。これに対し、手付金は売買の履行の保証として買い手が支払うものです。買い手の都合により売買が履行されない場合は、手付金はそのまま売り手のものになり返還されません。売り手の都合によ

り売買が履行されない場合は、売り手は買い手に手付金の2倍を支払わなければなりません(倍返し)。内金・手付金とも売買が履行されれば、代金の一部として扱われます。25

## 1 見積もりに必要な書類

売り手が、**見積もり**といいます。取引条件は売買契約の締結において大きな要素になるため、見積もりはとても重要です。

見積もりの依頼は口頭で行われる場合もありますが、通常は買い手が**見積依頼書**を作成し、取引条件を問い合わせます。これに対して、売り手は**見積書**を作成して、見積依頼に回答します。

❶ 見積もりは、価格の変動が激しい商品を取り扱う場合や、新規に取引をはじめる場合、設置工事が必要な場合などに多くみられます。なお、見積もりに関する手続きは売買契約ではありません。

見積依頼書					
No. 12					
納入期日	平成 X 年 6 月 20 日	運送方法	自動車便	支払条件	着荷後 7 日以内 振込
納入場所	貲い手倉庫	運賃	(売り主)	買い主	負担
(見積期限 平成 X 年 6 月 5 日)					
下記についてお見積りください。期限までに同封の見積書をご提出ください。					
品名	数量	単価	摘要		
3ドア冷蔵庫 (KR245)	10				
以下余白					
係印 (甲) (乙)					

見積書					
No. 12					
納入期日	平成 X 年 6 月 20 日	運送方法	自動車便	支払条件	着荷後 7 日以内 振込
納入場所	貯い手倉庫	運賃	(売り主)	買い主	負担
下記のとおりお見積り申し上げますので、なにとぞご用命くださいようお願いいたします。					
品名	数量	単価	金額 (税抜・税込)		
3ドア冷蔵庫 (KR245)	10	10,000	100,000		
以下余白					
合計	10	¥10,000	¥100,000		
税率	10%	消費税	¥10,000	税込合計金額	
税込合計金額					
¥111,000					
係印 (甲) (乙)					

## 2 注文に必要な書類

買い手は、見積書をみて、価格などの取引条件を検討します。条件が納得のいくものであれば、売り手に**注文**の意思を伝えます。注文は、口頭で行う場合もありますが、確実に売り手に意思を伝えるために**注文書**を送付するのが一般的です。注文書を受け取った売り手は、**注文請書**を買い手に送付し、注文を承諾したことを買い手に伝えます。これで売買契約が成立します。

注文書					
No. 20					
納入期日	平成 X 年 6 月 20 日	運送方法	自動車便	支払条件	着荷後 7 日以内 振込
納入場所	貯い手倉庫	運賃	(売り主)	買い主	負担
下記のとおり注文いたします。					
品名	数量	単価	金額 (税抜・税込)		
3ドア冷蔵庫 (KR245)	10	10,000	100,000		
以下余白					
合計	10	¥10,000	¥100,000		
税率	10%	消費税	¥10,000	税込合計金額	
税込合計金額					
¥111,000					
係印 (甲) (乙)					

注文請書 (ご注文書 No. 20)					
(ご注文書日付 平成 X 年 6 月 5 日)					
納入期日	平成 X 年 6 月 20 日	運送方法	自動車便	支払条件	着荷後 7 日以内 振込
納入場所	貯い手倉庫	運賃	(売り主)	買い主	負担
下記のとおりご注文をお受けいたします。					
品名	数量	単価	金額 (税抜・税込)		
3ドア冷蔵庫 (KR245)	10	10,000	100,000		
以下余白					
合計	10	¥10,000	¥100,000		
税率	10%	消費税	¥10,000	税込合計金額	
税込合計金額					
¥111,000					
係印 (甲) (乙)					

# 4

## 売買契約の履行

売買契約に基づいて、商品の受け渡しと商品代金の受け払いが行われます。

### 1 商品の受け渡しに必要な書類

日常のわたしたちの買い物では、商品と代金を同時に交換することが多くあります。企業間の取引では、商品の取引量が大量であることや、売り手と買い手の場所が離れていることなどから、次のような手順で商品の発送（出荷）と受け取り（荷受け）が別の時期に行われるのが一般的です。

#### 1 商品の発送 (出荷)

売り手は、契約の条件に基づいて商品を取りそろえ、発送します。その際、

❶ 送り状ともいいます。

品質や数量を十分に確認したうえで荷造りをし、契約に定められた場所と期日に商品を発送します。商品の発送とともに、買い手に商品の明細を記載した納品書を送付します。

納品書				
ご注文書 No. 20		No. 45		
平成 X 年 6 月 20 日				
東京都千代田区外神田4-2-5				
関東家電株式会社 御中				
下記のとおりご注文品を発送いたしました からご査収ください。なお、同時に物品受 領書にご押印のうえご返送ください。				
品名	数量	単価	金額	(税抜) (税込)
3ドア冷蔵庫 (KR 245)	/10	¥10,000	¥100,000	
以下余白				
合計	/10	¥10,000	¥100,000	
税率 10 %	消費税額	¥10,000	税込合計金額	¥110,000
備考				
係印 (印) (印)				

物品受領書				
ご注文書 No. 20		No. 45		
東京都千代田区外神田4-2-5				
関東家電株式会社				
受領年月日 平成 X 年 6 月 27 日				
下記のとおり受領いたしました。				
品名	数量	摘要	要	
3ドア冷蔵庫 (KR 245)	/10	搬入		
以下余白				
合計	/10			
係印 (印) (印)				

請求書				
ご注文書 No. 20		No. 45		
平成 X 年 6 月 20 日				
東京都千代田区外神田4-2-5				
関東家電株式会社 御中				
下記のとおりご請求いたします。				
品名	数量	単価	金額	(税抜) (税込)
3ドア冷蔵庫 (KR 245)	/10	¥10,000	¥100,000	
以下余白				
合計	/10	¥10,000	¥100,000	
税率 10 %	消費税額	¥10,000	税込合計金額	¥110,000
備考				
係印 (印) (印)				

領收証				
No. 30		No. 30		
平成 X 年 6 月 26 日				
領取者 関東家電株式会社				
領取金額 ¥110,000				
消費税額(10%) ¥10,000				
種別	領收	支拂		
摘要	商品売上代金			
金額 ¥110,000				
内記より領收いたしました。 内記より領收いたしました。				
東京都台東区上野 1-10-8 関西電器株式会社				

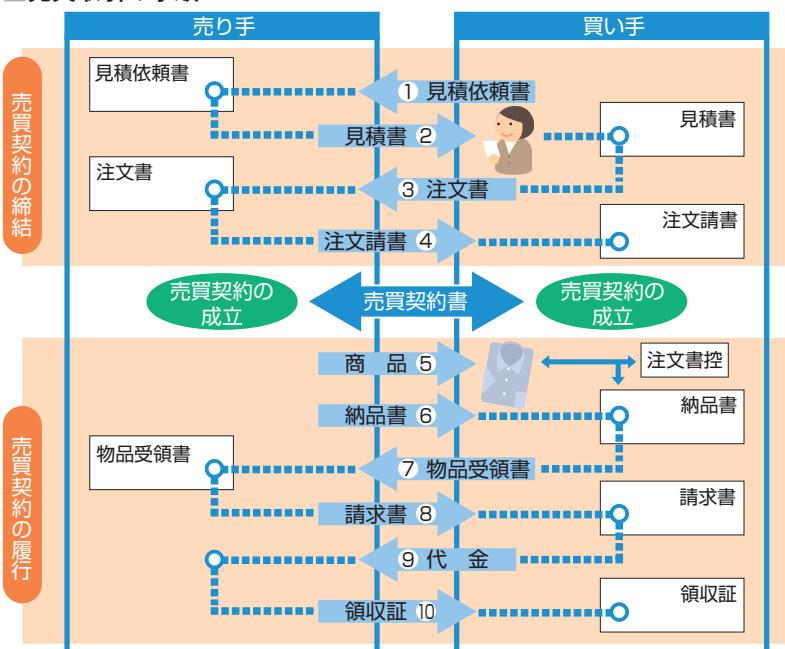
## 2 商品の受け取り (荷受け)

買い手は、商品が到着すると注文書の控えと商品および納品書を照合し、商品の品質・数量が注文通りであるかを確認します。同時に損傷がないかも点検します。これらの作業を検収といいます。商品にまちがいがなければ、**物品受領書**を作成し、売り手に送付します。もし、品質や数量のまちがいや、**はそん よご**破損や汚れがある場合には、売り手に商品の取りかえや値引きを請求したり、保険会社に保険金の請求をしたりします。

## 2 商品代金の受け払いに必要な書類

10 売り手は、商品の発送を行ったあと、売買契約に従って、買い手に商品代金の支払いを求める**請求書**を送付します。買い手は、請求書の内容を確認し、支払い条件に基づいて支払いを行います。売り手は入金を確認し、買い手に**領収証**を送付します。領収証には、印紙税法により代金に応じた収入印紙をはり、**けしいん**消印をします。

### ■売買取引の手順



### 確認問題

### 売買取引の手順

- 1 売り手と買い手が売買契約を結ぶために必要な条件をあげてみよう。

① 商品受取書ともいいます。

② 領収書とよばれる場合が多くあります。

③ 収入印紙は、領収証や手形、契約書など一定の文書にはることが義務づけられています。収入印紙をはり、消印することにより、印紙税を納税したことになります。

〈領収証には収入印紙の金額〉

▼記載された ▼印紙税額  
受取金額

5万円未満	非課税
100万円以下	200円
200万円以下	400円
300万円以下	600円
500万円以下	1千円
1千万円以下	2千円
2千万円以下	4千円
3千万円以下	6千円
5千万円以下	1万円
1億円以下	2万円
2億円以下	4万円
3億円以下	6万円
5億円以下	10万円
10億円以下	15万円
10億円超	20万円

受領金額の記載  
がないもの  
営業に関しない  
もの

200円

非課税

④ 買い手は、代金が支払われていることを証明するために、受け取った領収証を確実に保管しなければなりません。売り手が代金を請求できる期間は2年間です。(民法 173条)